

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500316号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500071号

## 第1 結論

平成3年\*月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年\*月から同年3月まで

請求期間においては国民年金保険料の納付は確認できないとされているが、当該請求期間において国民年金の加入の案内が当時のA町(現在は、B市)からあった気がする。当時は国民年金の加入の手続をした覚えはないが、請求期間は自分で国民年金保険料を納付した気がする。

国民年金保険料を納付していないのであれば、国において督促等の記録があるはずなので、調査してその記録を出してほしい。同様に加入に関する記録も出してほしい。

その上で、正確な年金記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「請求期間においては国民年金保険料の納付は確認できないとされているが、当該請求期間において国民年金の加入の案内が当時のA町からあった気がする。その後の国民年金の加入の手続をした覚えはないが、請求期間は自分で国民年金保険料を納付した気がする。」旨主張している。

しかしながら、請求者の年金手帳によると、請求者の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、オンライン記録によると、平成15年6月21日に基礎年金番号で初めて国民年金第3号被保険者の資格を取得している上、オンラインの氏名検索等で請求者の国民年金手帳記号番号について調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

また、請求者は、請求期間当時は「学生だった。」と回答しており、当時、学生は国民年金は任意加入であり、請求期間当時における国民年金の加入手続についてB市に確認したところ、「20歳到達前に加入案内を送付し、加入手続に来ない方へ学生であるかどうか電話で確認し、学生であることの確認がとれた場合は、その後何かしらの手続に来ない限り、何もしていなかった。」旨回答があったほか、国民年金の加入手続をしなくても、20歳になった者に対して国民年金保険料の納付書を送付することはあるかを尋ねたところ、「送付していない。」旨の回答

があった。

さらに、請求者は請求期間における国民年金の加入手続に関する記憶が明確でない上、請求期間当時同居していた家族について「疎遠であるため照会しないしてほしい。」としており、これら家族から請求期間当時の証言が得られず、請求者の請求期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況については不明である。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500400号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500144号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年7月16日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

A社から平成16年7月16日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

C厚生年金基金(以下、「基金」という。)から提出された事業主が請求期間当時作成し、基金へ提出した「賞与支払明細書」及び請求者の厚生年金基金加入員台帳並びに事業主の陳述から、請求者は、平成16年7月16日に6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月16日に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年4月10日付けで提出し、厚生年金保険料について納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成16年7月16日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。